新旧対照表

○県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和33年3月31日教育委員会規則第7号)

新 第1条・第1条の2 (略) (入学検定料) 第2条 (略) (略)

入学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立 中等教育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を 要しない。ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更 をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課 程に係る入学検定料の額との差額を、県立高校の通信制の課程から全日制 の課程に志願変更をする場合にあつては全日制の課程に係る入学検定料 を、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更をする場合にあ つては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならない。

第3条 (略)

(授業料の納付)

第4条 (略)

|2 前項に規定する期(以下「期」という。)並びに期ごとの納付額及び納付|2 前項に規定する期(以下「期」という。)並びに期ごとの納付額及び納付 期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があ る場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。

期	納付額	納付期限
第1期(4月から <u>6月まで</u>)	年額の <u>4分の1</u> に相当する	9月12日
	額	
第2期(<u>7月から</u> 翌年3月まで)	年額の4分の3に相当する	12月12日
	<u>額</u>	

(略)

第5条~第12条 (略)

第1号様式~第3号様式 (略) 第1条・第1条の2 (略)

(入学検定料)

第2条 (略)

(略)

|3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校|3 第1項の規定にかかわらず、県立高校入学者選抜又は県立中等教育学校入 学者決定の場合において同一の県立高校内又は県立高校若しくは県立中等教 育学校相互間において志願変更をするときは、入学検定料の納付を要しない。 ただし、県立高校の定時制の課程から全日制の課程に志願変更をする場合に あつては全日制の課程に係る入学検定料の額と定時制の課程に係る入学検定 料の額との差額を、県立高校の通信制の課程から定時制の課程に志願変更を する場合にあつては定時制の課程に係る入学検定料を納付しなければならな V)

旧

第3条 (略)

(授業料の納付)

第4条 (略)

期限は、次の表のとおりとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があ る場合は、教育長が納付期限を別に定めるものとする。

期	納付額	納付期限
第1期(4月から <u>9月まで</u>)	年額の <u>2分の1</u> に相当する	9月12日
	額	
第2期(<u>10月から</u> 翌年3月まで)	百	12月12日

(略)

|第5条~第12条 (略)

第1号様式~第3号様式 (略)